

古典芸能 南京玉すだれ山口保存会規約

第1章 総則

第1条 この会は、古典芸能南京玉すだれ山口保存会という。

第2条 山口保存会の事務局は、防府市駅南町18-7に置く。

第3条 この会は、古典芸能南京玉すだれ保存会西日本支部(仙助流)の指導により、南京玉すだれを習得するとともに、会員相互の親睦を図り、保存活動及び社会福祉に貢献することを目的とする。

第4条 保存会は、次の事業を行う。

1. 講習会の開催
2. 地域社会への貢献(福祉施設等への慰問及び地域イベント参加等)
3. その他目標達成に必要な事項

第2章 会員及び賞罰

第5条 保存会の会員になるためには、別に定める入会申込書を提出し、入会金等を納めなければならない。

第6条 会に貢献した者を、役員会の議を経て表彰できる。また、規約に違背した者を除名することができる。

第7条 当会を退会した者は、支部長の許可なくして「仙助流」及び「南京玉すだれ保存会」の名称を使用することを禁ずる。

第3章 役員及び講師

第8条 保存会は次の役員を置く。

1. 会長 1名 (支部長の承認が必要)
2. 幹事 若干名

第9条 役員を選出は、総会において会員の中から選出し、任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。

第10条 役員の仕事

1. 会長は会を代表し、全てを総括する
2. 幹事は会長を補佐し、講習会の運営、会計、監査及び渉外を行う
3. 総会において、会計は決算報告書を提

出し、幹事は監査報告を行う

第11条 専任講師は支部長が定め、専任講師に異議あるときは、会長は会員の意見を取りまとめ支部長に申し出ることができる。

第4章 会議

第12条 会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。

第13条 会議は構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により決議する。可否同数の時は会長が決定する。

第14条 総会では、次の事項を決議する。

1. 役員改選に関する事項
2. その他、保存会の運営に必要な事項

第15条 役員会では、次の事項を決議する。

1. 規約改正及び総会に付議する事項
2. 収入及び支出に関する事項
3. その他、保存会の運営に必要な事項

第5章 会計

第16条 保存会の収入は、入会金、年会費、臨時会費及び寄付金とする。

第17条 入会金は、5,000円とする。

第18条 年会費は12,000円(運営費及び講師交通費)とし、途中入会者は一回1,000円換算とする。

第19条 入会金及び年会費は、退会の申し出があっても返戻しない。

第20条 会計年度は、1月1日から始まり12月31日で終わる。

附則

この規約は、平成20年1月14日から実施する。

※ 参考 見学及び体験受講は2回を限度とする。但し、体験は会場負担金、1回1,000円を徴収する。